

週休 2 日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

令和 6 年 6 月

山口県農林水産部

(農村整備課・森林整備課)

建設業の担い手確保・育成に向けては、建設工事従事者の休日の確保や処遇改善を行うことが重要です。このたび、週休 2 日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり、実施要領を改定することとしたので、お知らせします。

1 工事成績評定

9. 工事成績評定

(1) 週休 2 日工事 (現場閉所型)

- 2) 明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、週休 2 日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

※「明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られない場合」とは、受注者が工事完了後、実施工程表を提出しない場合適用する。

2 適用基準日

令和 6 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

3 その他

詳細は、山口県ウェブサイトより【「週休 2 日工事」の実施要領】を参照。

農村整備部・森林部

山口県ウェブサイト > 組織で探す > 農林水産部 > 農村整備課 > 【お知らせ】週休 2 日工事の実施要領の改正について